

教材の基本的な方向性について

平成22年10月18日

薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会

【はじめに】

- 本年7月以降、薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会（以下「検討会」という。）では、薬害を学ぶことにより、その被害や社会的影響等に関する理解を深め、再発防止を考えることを目的とする中学生用教材（A4版8ページ程度、中学校3年生を対象）の在り方について検討を行ってきた。
- 今般、教材の原案を作成するに当たり、これまでの検討会における議論をまとめ、認識を共有するため、教材に盛り込むべき事項、構成等について、以下のとおり一定の基本的な方向性をとりまとめることとした。

【I. 総論（薬害を学ぶことのコンセプト）】

- 薬害肝炎事件を契機として開催された「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が取りまとめた「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」（平成22年4月28日）において、薬害防止のための医薬品行政等の見直しの取組として、初等中等教育において薬害を学ぶこと等が盛り込まれた。このような背景を受けて本検討会は開催された。
- このような背景等を踏まえれば、薬害を学ぶことのねらいは、義務教育の場面において、二度と薬害を起こさないためにどのようにすれば良いかということについて、子どもたちが考えるきっかけを提供する、すなわち、より具体的には、子どもたちが薬害に関心を持つこと、子どもたちなりに知ること、自分なりに考えてみることで、ができるようにするという点に求められるものであり、このような観点から教材を作成することが考えられる。
- そのような観点から薬害を学ぶことのできる教材を作成する際には、薬害は人の命や健康に直結する社会問題であるという認識に立ち、学習指導要領等との関係では消費者教育の観点から捉えられる問題として、主に社会（公民的分野）において活用されることを想定したものとすることが考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- 社会では薬害を防ぐ社会の在り方、保健では医薬品の適正使用、それぞれの観点から2つの柱で学ぶことができるのではないか。
- 教育問題への取組は、二度と薬害の被害者も加害者もつくりたくないという被害者の思いを踏まえ、社会において薬と一緒に生きていく上で、より良いかかわり方をみんなで考える契機にしたいということであり、教材の目的はこれに尽きるのではないか。
- 薬害を繰り返さないためにはどのようにすれば良いのかを子どもたちが考える題材を提
供することが一番の使命。

【Ⅱ．薬害から学ぶこと（教材に盛り込むべき事項・構成）】

《 1．教材の基本的な考え方 》

- 教材は子どもたちの学びを目的とするものであることから、作成に当たっては、取り上げる内容について中学3年生の発達段階等（理解する力や共感する力）に合ったものとする必要がある。この点、平易な言葉を使用するといった工夫が考えられる。
- また、実際の教育現場における授業展開を想定した教材の活用しやすさや子どもたちの理解を促す観点から、薬害を学ぶことについての導入、事実を知ること、原因の理解、今後どうすれば良いか、といった一連のストーリーに沿った教材にする必要があると考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- 教材は教育現場での生徒たちの学びが目的であることを、常に念頭に置くべき。取り上げる内容は適時性を考慮する必要があり、中学生の成長段階や理解力にあったものにするべきではないか。
- 社会科教育における学習を考える場合、事実を知るという段階、その原因を理解する段階、今後どのようにすればいいのか考える段階、を経ていく学習の展開が考えられる。そういう観点からどのような資料が必要になるのかを検討する必要があるのではないか。

《 2．教材に盛り込むべき事項 》

（1）薬害に関する事実等

- 子どもたちが薬害を防ぐ社会の在り方を考える上では、まずは、過去に起こった

事実を知り理解することが重要であり、教材には薬害に関する以下のような事項を盛り込むべきと考えられる。

① 歴史

例えば、これまでにどのような事件があったのか、といった内容を年表形式等により盛り込むことが考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- どんな薬害事件があったのかといった薬害の事実に関する共通理解を得るべきではないか。

※予防接種の健康被害について言及する必要があるのではないか。

② 各事件の概要

例えば、どのような健康上・生活上の被害が生じたのか、どのようにして発生したのか（副作用との違い）、被害はどれくらいの規模か、といった事実を記載することが考えられる。

③ 被害の実態（被害者の声）

例えば、被害者の方々の声や思いを記事やインタビュー形式等で盛り込むことが考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- 薬害とは何かといった定義の話は置いておき、多くの被害者が苦しい思いをしたという事実を素直に伝えるべきではないか。

まずは、いくつかの薬害を並べて被害者の実感や社会においてどんな現象だったかということなどを記述することなど、薬害被害そのものをうまく伝えることを考えるべきではないか。

- 一度壊した体は元には戻らないことや命の大切さを、薬害とはこういうものだという観点から教えていくことが必要ではないか。 欠陥のあったものを服用したといったことが記載されていないと薬害が伝わりにくいのではないか。

- 薬害被害者は治療に苦しみ死の恐怖を味わっているのが現実なので、そのようなことも記載すべきではないか。 また、差別の実態などについても言及するべきではないか。

④ 社会の動き

例えば、問題の発生に対してどのように解決に向けた取組が行われたのか、国や製薬企業等はどのような対応を取ったのか、といった内容を盛り込むことが考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- 医薬品の正しい使い方といったものとは違う問題として、現象そのものを見る必要があるのではないか。1つには、被害者の痛みといった主観的な経験そのもの、もう1つには、どこに失敗があつてどのように制度が改正されたのかなど、社会の不完全性。
- 薬害について、何に問題があつてどのように解決していったのかといったことをきちんと理解していくことが大切ではないか。 医薬品の副作用が命に直結することや、危険情報があつたときに適時適切に行動する必要がある中でそれが守られずに薬害が生じたことを知るべきではないか。
- 薬害の事実とそれが起こった歴史などがきちんと記述されるようにすべきではないか。

※陣痛促進剤被害に関する被害を伝えるべきではないか。

※薬害肝炎検証・検討委員会の資料の記述（製薬企業における製剤の保管に関する記述）を生かすべきではないか。

- 教材内における薬害の取り上げ方について、まずは、多くの薬害についてその事実を取り上げることが必要であると考えられる。一方で、取り上げた薬害全てについてその事実を詳細に記載するのではなく、1、2の具体例を取り上げることにより、子どもたちが理解を深められるような構成としてはどうかという意見が大勢であった。
- なお、この際、各薬害に共通するものとして得られるエッセンスをどのように捉えるかという点が重要であるとしつつ、サリドマイドを1つの事例として取り上げてみてはどうかという意見が複数あつた。

【検討会における議論のポイント】

- 多くの薬害の事実を知るとともに、教育現場における活用しやすさの観点から、教材にはほとんどの薬害を取り上げ、簡単な概要を記載しつつ、1、2の薬害について一連のストーリーに沿って解説や図表を掲載するべきではないか。
- 薬害にはそれぞれ特色があり、その特色が引き出される形で全部の薬害を記載するべき。

（2）医薬品に関すること

- 医薬品に関すること（医薬品の役割・歴史、承認審査等の社会的な仕組み、主作用と副作用（ベネフィットとリスク）等）を教材に盛り込むべきかどうかについては意見が分かれたが、子どもたちが社会の仕組みの在り方や薬害を起こさないためにできることを自ら主体的に考えていくために必要なものについては、導入的なものとして、あるいは薬害を説明する中で、盛り込むことが考えられる。なお、この

際、大幅なスペースを割く必要はないとの意見が大勢であった（→構成については別添参照）。

- 一方、現状では、医薬品に関する教育が幅広く実施されていない中で、医薬品に関することを学ぶ前に薬害を学ぶこととなった場合、子どもたちに与えるインパクトが過大となり、医薬品や薬害に対する理解が浅くなるおそれがあるといった意見もあった。このような懸念が実際のものとならないよう、例えば、医薬品については、保健の教科書や他の教材等を通じて学習するものである旨を盛り込むことが考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- ページ数の制限やストーリーが流れて行きやすいという観点からは、医薬品とは何かといった内容はあまり盛り込まない方が良いのではないかと。
- 医薬品とは何かといったパンフレットは既に作成されており、保健の中で教育を実施すれば良いので、今回作成する教材は薬害に関することのみで良いのではないかと。
- 医薬品に関する教育の前に薬害のみ学ぶと医薬品や薬害に対する理解が浅くなるおそれがあることから、薬害を学ぶ際には医薬品に関する最小限の理解が必要ではないかと。
- 医薬品に関する最小限の内容は、子どもたちが薬害を理解し社会の仕組みの在り方や自ら何ができるかを考える上で必要なものであり、盛り込むべきではないかと。

（3）子どもたちへのメッセージ

- 薬害に関する事実等の理解を通じて、二度と薬害を起こさないために、社会の仕組みはどのようなものであるべきなのか、将来の社会の担い手として自分はどのようにあるべきなのか、今後の自分は何をすることができるのか、といった点について、子どもたちが主体的に考えられるような問いかけを盛り込む必要があると考えられる。
- 特に、まず薬害を身近に感じて自分にも起こり得るものとして考えられるようにするという観点のほか、学習指導要領との関係では消費者教育として学習されることを踏まえ、例えば、医薬品を製造する人（生産者）、医薬品の安全性や有効性を確認する人（行政）、医薬品を使用する人（消費者）等のそれぞれの役割と関係、責任について考えられるようにするという観点から、上記のような問いかけを盛り込むべきではないかと考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- 学習指導要領解説では、高等学校で初めて薬害という問題が取り上げられ、その際には消費者という観点から学習されることを踏まえ、消費者保護の観点から教材を作るのが良いのではないか。
- 消費者の保護だけでなく、消費者の自立の観点も必要ではないか。
- 公民の中で、情報の非対称性といった消費者問題をどのように考えていくのか、法や制度を作ってもそれを守るという姿勢がなければ再発を繰り返すといった倫理観を伝えていく、といったことが必要ではないか。
薬害を取り巻く問題の中には、原材料の問題で製造物責任に当たるような問題と医療者や消費者など使う側の問題もあるので、消費者保護とともに消費者の自立支援の観点も扱うべきではないか。
- 子どもたちが自ら何ができるかということを考えられるようなものとするのが大事であり、どうやって薬害を防止できるかといった観点などから議論ができるものとするべきではないか。
- 国民の健康と安全を無視した企業の利益優先のための医薬品の製造販売は許されるものではないといった観点から、医薬品に関する問題意識を持てるようにするべきではないか。

（４）自ら調べ考えながら学ぶ

- 中学３年生が、限られた時間の中で効果的に学ぶことができるようにするためには、例えば、グループごとに選択したテーマを調べて議論するといった学習を想定し、インターネットで関連情報を検索できるようにするなど、子どもたちが自ら調べながら学ぶことができるような教材とするべきと考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- 子どもたちにテーマを与えて自分たちで自由に調べ、議論させるといったこともできるように考慮すべき。また、実際の体験談を本人から聞かせるといったことも良いのではないか。

（５）教材の構成

- 上記教材に盛り込むべき事項を盛り込んだ教材の構成の大枠については、別添のとおりと考えられる。
- なお、これまでの検討会における議論が教材に反映されるよう、教材の原案を作成するに当たっては、これまで本検討会に提出された様々な資料を具体的な材料とするべきであると考えられる。

【Ⅲ. その他】

- 教材が効果的に活用されるよう、教育現場への働きかけや、教材に盛り込めなかった内容のインターネットを利用した情報提供等の取組が、必要と考えられる。
- なお、薬害を学ぶ前に医薬品に関する理解を得ておく必要があるのではないかと
いった観点からは、例えば、教材の配布に当たって適切な活用方法を併せて周知する
といったことが考えられる。

【検討会における議論のポイント】

- 現場での活用を想定し、教える側にも分かりやすい教材や指導方法の例などを付け加えた
ものが必要ではないか。
- ページ数等の関係で教材に盛り込めない内容については、教師用に写真や被害者の方の生
の声などをPDF等で公表、提供するようにはどうか。
- 授業の中に必ず組み込んで教えるという仕組みでなくては、なかなか学校の取組は進んで
いかない。せっかく作った教材が現場で生かされないということがないように、厚生労働省、
文部科学省、地方自治体の教育委員会との連携や現場の先生方とのタイアップを考慮すること
が必要ではないか。
- PDF化して携帯デバイスで見られるようにするとか、ネットとリンクさせて被害の当事
者の映像を見られるようにするといった、実際の現場での使い方を考える必要があるのでは
ないか。

教材の構成について(イメージ)

ページ数等	記載内容 (これまでの議論に基づくイメージ)
P 1 【表紙】	○タイトル (総論)
P 2～7	<p>【薬害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○導入 ○薬害に関する事実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史 ・ 各問題の概要 (内容 (健康、生活 (差別等))、原因、経過、被害状況 (規模)) ・ 被害の実態 (被害者の声や思い) ・ 社会の動き (解決までの経緯、制度改革 等) <p>【子どもたちへのメッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分たちには何ができるか <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の仕組みの在り方 ・ 様々な関係者の果たすべき役割 ・ 倫理観 (相手の立場に立って考える 等) ・ 消費者の視点 (理解して使用する (主作用と副作用のバランス)、情報の収集、発信 等) <p>※ 例えば、医薬品の役割・歴史や主作用と副作用 (ベネフィットとリスク) 等については導入部分で、承認審査等の社会的な仕組み等については薬害に関する事実 (原因や制度改革) を説明する中で記載するなど、医薬品自体に関することについては、導入部分や薬害に関する事実を説明する中で必要に応じ記載。</p>
P 8 【背表紙】	<p>【自ら調べ考えながら学ぶ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教材の内容を補足し、さらに学ぶための情報 (ウェブサイト等) の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教材に盛り込み切れない内容 ・ 救済制度の詳細等関連する内容

等

等

等